

令和 2 年 3 月 5 日

# 雨竜町空地・空き家バンク利用ガイド

## (売主・貸主用)

### 1 登録可能不動産

空き家（今後使用しなくなる予定のものを含む。）または、空地（※農地、森林を除く。）であることが条件です。

ただし、すでに倒壊、損壊または、倒壊するおそれのある空き家、物品が残存した状態で売買等を希望する空地や空き家は状況によっては登録不可とします。その他、本町が建物等を確認の結果、活用に堪えないと判断した物件についても、登録不可とさせていただきます。

### 2 登録できる方 不動産所有者

### 3 掲載料金 無償

### 4 掲載期間 登録した日から、空き家は2年、空地は3年を限度とします。

### 5 利用の流れ

登録申込後、購入・賃貸希望者から本町に連絡があった場合、相手方の連絡先をお伝えしますので、当事者間で連絡を取り合い、交渉いただきます。

交渉の結果、成約となった場合は、契約締結となったことをご報告いただきます。（※報告様式は、本町ホームページからダウンロードまたは、企画財政担当窓口で配布しています。）

### 6 連絡先

〒078-2692

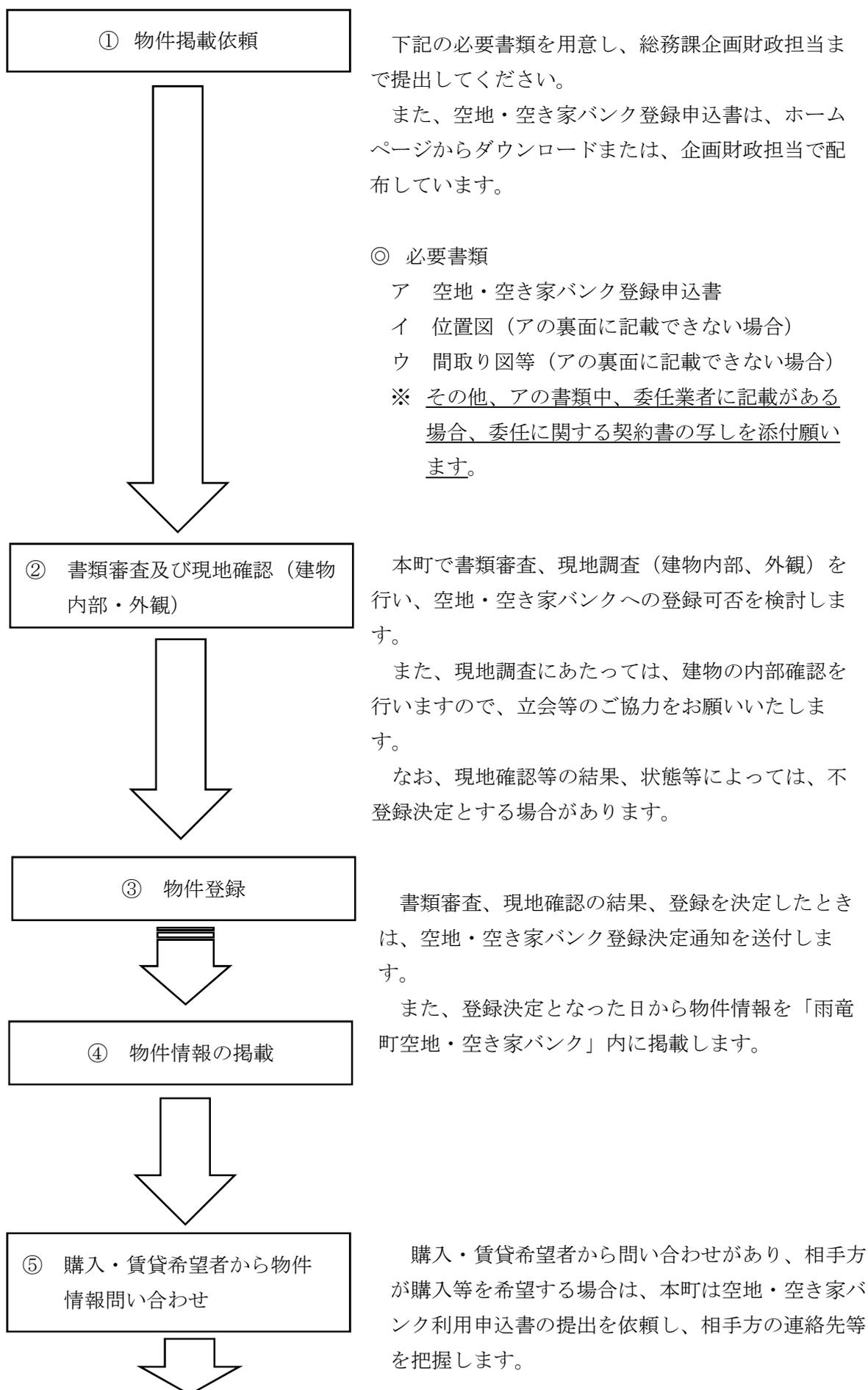
北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地

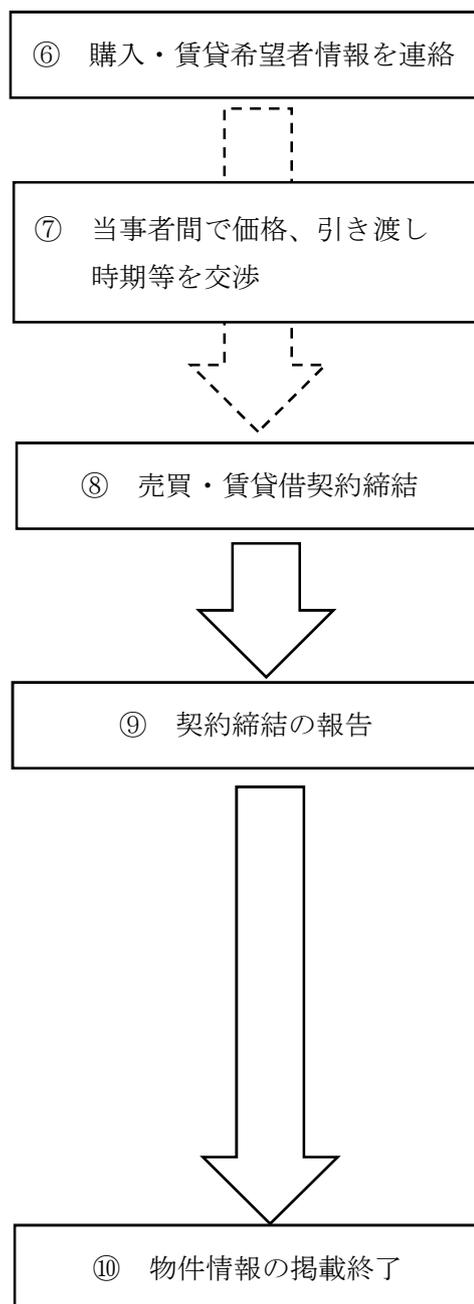
雨竜町総務課企画財政担当（役場庁舎1階2番窓口）

電話 0125-77-2211

FAX 0125-78-3122

## 7 利用フロー





購入・賃貸希望者から空地・空き家バンク利用申込書の提出があったときは、相手方の氏名、住所、電話番号等を文書等でご連絡しますので、その後、当事者間で連絡を取り合い、価格や引き渡し時期等を交渉してください。

また、⑦から⑧については、本町は関与しませんので、当事者間で納得行くまで交渉等を行ったうえで、契約を締結してください。

契約を締結しましたら、総務課企画財政担当へ下記の書類を提出ください。

また、空地・空き家バンク契約締結報告書は、本町ホームページまたは、企画財政担当窓口で配布しています。

◎ 提出書類

- ア 空地・空き家バンク契約締結報告書
- イ 契約書の写し

空地・空き家バンク契約締結報告書を提出後、物件情報の掲載を終了します。

## 8 登録事項変更

登録された物件情報の一部を変更したいときは、空地・空き家バンク登録事項変更届出書を提出することで掲載情報を変更することができます。

届出書様式については、本町ホームページからダウンロードまたは、企画財政担当窓口で配布しています。

## 9 登録取消

登録した物件情報を取り消したい場合は、空地・空き家バンク登録取消届出書を提出することで登録を取り消すことができます。

届出書様式については、本町ホームページからダウンロードまたは、企画財政担当窓口で配布しています。